

渋谷区ブロック塀等安全化促進事業要綱実施要領

都市整備部長決裁 令和8年4月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、渋谷区ブロック塀等安全化促進事業要綱（令和8年4月1日制定。以下「要綱」という。）第23条に基づき要綱の施行に必要な事項を定めるものとする。

(様式)

第2条 要綱第10条第1項に規定する申請は、渋谷区ブロック塀等安全化促進事業（以下「安全化促進事業」という。）助成対象承認申請書（別記第1号様式）に、要綱第6条各項の規定による工事に応じて別表1（い）項から（ろ）項までのうち、いずれかに掲げる書類を添えて行わなければならない。

2 要綱第10条第2項の規定による通知は、安全化促進事業助成対象承認通知書（別記第2号様式）又は安全化促進事業助成対象不承認通知書（別記第3号様式）により行うものとする。

3 要綱第11条の規定による届出は、安全化促進事業着手届（別記第4号様式）に別表2に掲げる書類を添えて行わなければならない。

4 要綱第12条第2項の規定による依頼は、安全化促進事業検査依頼書兼実施記録（別記第5号様式）により行うものとする。

5 要綱第13条第1項の規定による申請は、安全化促進事業変更承認申請書（別記第6号様式）に、変更内容が分かる書類及びその理由を明らかにする書類を添えて行うものとする。ただし、軽微な変更等については、変更届（別記第7号様式）により行うことができるものとする。

6 要綱第13条第2項の規定による通知は、安全化促進事業助成対象変更承認通知書（別記第8号様式）又は安全化促進事業助成対象変更不承認通知書（別記第9号様式）により行うものとする。

7 要綱第14条の規定による届出は、安全化促進事業取りやめ届（別記第10号様式）により行うものとする。

8 要綱第15条の規定による取消しは、安全化促進事業助成対象承認取消通知書（別記第11号様式）により行うものとする。

9 要綱第16条の規定による届出及び申請は、安全化促進事業完了届兼助成金交付申請書（別記第12号様式）に別表3（い）項から（ろ）項までのうち、いずれかに掲げる書類を添えて行わなければならない。

10 要綱第17条の規定による通知は、安全化促進事業助成金交付決定通知書（別記第13号様式）又は安全化促進事業助成金不交付決定通知書（別記第14号様式）により行

うものとする。

- 1 1 要綱第 18 条第 1 項の規定による請求は、安全化促進事業助成金交付請求書兼口座振替依頼書（別記第 15 号様式）により行わなければならない。
- 1 2 要綱第 19 条第 2 項の規定による通知は、安全化促進事業助成金交付決定取消通知書（別記 16 号様式）により行うものとする。
- 1 3 要綱第 20 条の規定により助成金の返還を命ずるときは、安全化促進事業助成金返還命令書（別記第 17 号様式）により行うものとする。

（申請等の期日）

- 第 3 条 要綱第 10 条第 1 項に規定する申請の期日は、原則として申請しようとする日の属する年度の 12 月 31 日までとする。
- 2 要綱第 16 条第 1 項に規定する申請は、原則として前項で申請した日の属する年度の 1 月 31 日までに行うものとする。
 - 3 前各項に掲げるもののほか、区長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

（中間検査）

- 第 4 条 要綱第 12 条に規定する検査のうち、建替え工事における中間検査を実施する場合は、原則として新たに築造する軽量フェンス等の床付け工事を指定する。

（請求の期限）

- 第 5 条 要綱第 18 条第 1 項の規定による請求は、助成金の交付決定をした日から 14 日以内とする。

（助成金の支払い等）

- 第 6 条 助成金の支払い等要綱及び要領に定めのない事項については、渋谷区補助金等交付規則（昭和 41 年渋谷区規則第 10 号）及び渋谷区会計事務規則（平成 19 年渋谷区規則第 64 号）によるものとする。

（建築物に附属しない軽量フェンス等の特例）

- 第 7 条 要綱第 6 条第 2 項第 3 号に規定する建築物に附属せず、建築基準法（以下「法」という。）及び関係規定に適用されない軽量フェンス等については、法及び関係規定が適用されるものとみなした場合において、これらに適合していることが確認できる書類により、法及び関係規定に適合するものであることを確認する。

附 則

この要領は、令和８年４月１日から適用する。

別表 1 (助成対象承認申請の添付書類)

種類	添付書類
(い) 除却工事費	(1) 対象ブロック塀等が存する土地の全部事項証明書（3か月以内に法務局で取得した原本） (2) 対象ブロック塀等が存する土地の所有者が法人である場合は、法人の全部事項証明書（履歴事項全部証明書） (3) 対象ブロック塀が存する土地の所有者と当該土地に存する建築物の所有者が異なる場合は、当該土地に存する建築物の全部事項証明書（3か月以内に法務局で取得した原本） (4) 対象ブロック塀等が存する土地の全部事項証明書（3か月以内に法務局で取得した原本） (4) 案内図（対象ブロック塀等がわかるように図示すること） (5) 対象ブロック塀等の配置図等で、前面道路（現況幅員や名称等）が確認できる資料 (6) 対象ブロック塀等の概要（構造種別、高さ、長さ、配置等）が分かる図面等の資料 (7) 対象ブロック塀等の写真 (8) 倒壊の危険性があると判断できる資料（国土交通省ブロック塀等のチェックポイント等） (9) 要綱第5条第1項第1号に規定する建築物が存する土地に存する場合は、当該建築物の管理組合（区分所有法第3条若しくは第65条に規定する団体又は同法第47条第1項（同法第66条において準用する場合を含む。）に規定する法人をいう。）、区分所有者の集会において安全化促進事業等の実施について有効な決議がなされていることが確認できる書類。 マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号。以下「マンション再生円滑化法」という。）に基づくマンション建替組合又は認定買受人にあっては、安全化促進事業等の実施について、従前マンションの管理組合が認識し、合意していることがわかる書類。 (10) 要綱第5条第1項第2号に規定する建築物が存する土地に存する場合は、安全化促進事業等の実施について共同所有者全員の合意が分かる書類 (11) 対象ブロック塀等の所有者が複数の場合は、それぞれの所有者の同意書 (12) 区分所有建築物の場合にあっては、管理規約等の写し マンション再生円滑化法に基づく建替組合の場合は定款の写し、同法に基づく個人施行の場合は規準又は規約の写し (13) 安全化促進事業等の工程表（着手予定日及び完了予定日を明記する） (14) 安全化促進事業等に要する費用の見積書（内訳がわかるもの）

	(15) 代理人等に申請手続きを委任する場合は、委任状 マンション再生円滑化法に基づく個人施行の場合は、全員同意を得たものとみなすため不要 (16) マンション再生円滑化法に基づく敷地売却制度を活用する場合又は建替組合若しくは個人施行の場合は、買受計画書又は事業計画書の概要の写し (17) マンション再生円滑化法に基づく建替組合の場合は、建替組合理事長の就任がわかる資料 (18) 承認を得た後に承認内容等を変更する場合は、変更内容がわかる資料 (19) その他区長が必要と認める書類
事 (ろ) 軽量 フェ ンス 等 設 置 工	(1) (い) 項(1)から(19)までに規定する書類 (2) フェンス等の工事図面(平面図や立面図等) (3) 設計費及び工事監理費(法第6条第1項の規定に基づく建築物に関する確認の申請並びに法第7条第1項に基づく建築物に関する完了検査の申請に係る費用(渋谷区手数料条例(昭和33年3月31日条例第3号)別表第1に定める金額で、30㎡以内のものの額)を含む。)の額が分かる見積書 (4) 法及び関係法令上の重大な不適合等がある場合は、軽量フェンス等設置工事と同時に不適合部分を是正する内容の工事計画書

別表2 (着手届の添付書類)

(1) 耐震化事業等の実施者との契約書の写し (2) 軽量フェンス等設置工事であって、かつ、法第6条第1項の規定に基づく建築物に関する確認の申請を要する工事の場合は、確認済証の写し なお、着手届提出時に添付できない場合は、要綱第16条の届出及び交付申請時の書類に添付すること (3) その他区長が必要と認める書類

別表3 (耐震化促進事業完了届兼助成金交付申請の添付書類)

種類	添付書類
(い) 除 却 工 事	(1) 耐震化事業等にかかる費用の領収書、請求書または支払額が確認できる書類の写し(※請求書等支払いの履行が確認できない場合は、後日領収書等を提出すること) (2) 工事前、工事中、工事後の工事写真(日付がわかるもの) (3) マンション再生円滑化法に基づく敷地売却制度を活用する場合や建替組合又は個人施行の場合において、助成対象承認時から買受計画や事業計画等の変更が生じた場合は、変更後の認可がわかる資料

	(4) マンション再生円滑化法に基づく敷地売却制度を活用する場合や建替組合又は個人施行の場合において、助成対象承認時から買受計画や事業計画等の変更が生じた場合は、変更後の買受計画や事業計画等の写し (5) その他区長が必要と認める書類
置 工 事 (ろ) 軽 量 フ ェ ン ス 等 設	(1) (い) 項 (1) から (3) までに規定する書類 (2) 軽量フェンス等設置工事であって、かつ、法第7条第1項に基づく建築物に関する完了検査の申請を要する工事の場合は、検査済証の写し (3) 別表3(2)に規定する確認済証の写しを着手届に添えて提出していない場合は、確認済証の写し (4) 法及び関係法令上の重大な不適合等がある場合は、別表1(ろ)項(3)に規定する是正する内容の工事計画書に基づき是正したことが分かる資料